

山梨県公報

号外第十号

平成二十八年

三月九日

水曜日

目次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年三月九日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三の見出しを「(庁舎管理室)」に改め、同条第一項中「(庁舎整備室)」を「(庁舎管理室)」に改め、同条第二項中「(庁舎の整備に関する)」を「(第四条第二号及び第五号から第七号までに掲げる)」に改める。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 情報発信に関すること。
第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(情報発信戦略室)

第六条の三 警務課に情報発信戦略室を附置する。

2 情報発信戦略室においては、第六条第二十一号に掲げる事務をつかさどる。

第十一条の七を第十一条の八とし、第十一条の六の次に次の一条を加える。

(サイバー犯罪対策室)

第十一条の七 生活安全捜査課にサイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室においては、前条第四号に掲げる事務をつかさどる。

第二十二条第一項中「(庁舎整備室)」を「(庁舎管理室)」に改め、「(企画室)」の下に、「(情報発信戦略室)」を、「(少年サポートセンター)」の下に、「(サイバー犯罪対策室)」を加える。

第二十三条の二第一項中「(庁舎整備室)」を「(庁舎管理室)」に改め、「(企画室)」の下に、「(情報発信戦略室)」を、「(少年サポートセンター)」の下に、「(サイバー犯罪対策室)」を加える。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

(校務企画官)

第二十八条の三 警察学校に校務企画官を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 校務企画官は、命を受け、校務に関する事務をつかさどる。

別表第一会計の部中

庶務

に、「(庁舎整備室)」を「(庁舎管理室)」に、

営繕

営繕

を

庁舎整備

営繕

に改め、同表警務の部

犯罪被害者支援室

犯罪被害者支援

犯罪被害者支援

を

情報発信戦略室
犯罪被害者支援室

情報発信戦略室
犯罪被害者支援室

情報発信

を

に改め、同表地域の部中

指導第一

指導第二

指導第一
指導第二

犯罪被害者支援

を

指導

指導
職務質問指導

に改め、同表少年・女性安全対策の部

指導第一

指導第二

指導第一
指導第二
職務質問指導

指導

を

指導

指導
職務質問指導

に改め、同表少年・女性安全対策の部

指導第一

指導第二

指導第一
指導第二
職務質問指導

企画・指導

を

庶務

指導
職務質問指導

に改め、同表少年・女性安全対策の部

指導第一

指導第二

指導第一
指導第二
職務質問指導

企画・指導

を

庶務

指導
職務質問指導

に改め、同表少年・女性安全対策の部

指導第一

指導第二

指導第一
指導第二
職務質問指導

中 少年・女性安全 対策	企画・指導
	子どもと女性の 安全を守る対策 ストーリー・D V対策

企画・指導	子どもと女性の 安全を守る対策	企画・指導	子どもと女性の 安全を守る対策
ストーリー・D V対策第一	ストーリー・D V対策第二	ストーリー・D V対策第一	ストーリー・D V対策第二

別表第一生活安全捜査の部を次のように改める。

生活安全捜査					
企画・指導			庶務		
一	生活安全捜査第	一	生活安全捜査第	一	生活安全捜査第
二	生活安全捜査第	二	生活安捜査全第	二	生活安捜査全第
三	生活安全捜査第	三	生活安全捜査第	三	生活安全捜査第
サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪対策
サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査

別表第一刑事企画の部中

企画調整	
手配・共助	庶務

を

手配・共助	庶務
企画調整	

に改める。

附則

この規則は、平成二十八年三月十七日から施行する。

手配・共助	企画	庶務
通訳		

に改める。

通訳

別表第三北杜警察署の部穂足警察官駐在所の項中「北杜市須玉町藤田三九七の三」を「北杜市須玉町藤田三一一の四」に、同部清里警察官駐在所の項中「北杜市高根町清里三五四五の一」を「北杜市高根町清里三五四五の三六〇〇」に改め、同表南部警察署の部古閑連絡所及び飯富連絡所の項を削る。